



自転車に乗るときは正しい交通ルールを守って、安全に利用しましょう!



自転車は道路交通法上、車の仲間(軽車両)です。

● 自転車は車道が原則、歩道は例外

原則として
車道を通行しましょう!

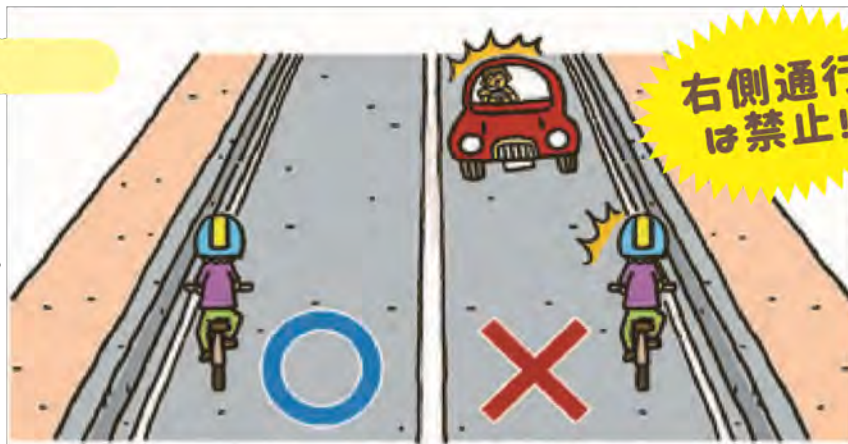


【知ってる?守ってる?自転車利用の交通ルールとマナー】(政府広報オンラインより)

車道を通行する時

自転車は車道の左側を通行

自転車は、**車道の左側に寄って通行**します。
右側通行は禁止されています。



右側通行は禁止!

【知ってる?守ってる?自転車利用の交通ルールとマナー】(政府広報オンラインより)

自転車が歩道を通行できる場合とは?

歩道上に「**普通自転車通行可**」の標識や**路面標示**がある場合は、自転車も通行することができます。

歩道通行可の標識・標示



このほかに、

- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車で通行するとき
- 工事中や渋滞、自動車の交通量が著しく多く、車道の幅が狭いなど車道を通行すると危ないとき

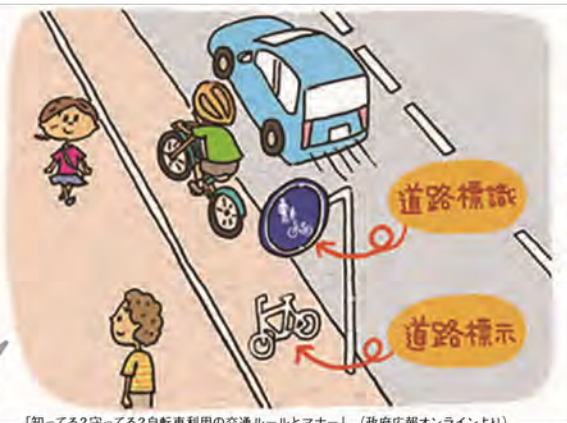
歩道を通行する時

自転車が歩道を通行するときには...

自転車で歩道を通行する場合でも、**歩道は歩行者優先**です。車道寄りをすぐに止まることができる速さ(徐行)でゆっくり通行しましょう!

歩道は歩行者優先で、**車道寄りを徐行**

歩道内では相互通行ができますが、自転車同士がすれ違う際は、自分が左になるようにしましょう。



【知ってる?守ってる?自転車利用の交通ルールとマナー】(政府広報オンラインより)

ヘルメットをかぶろう!

万一、ぶつかったり、転んだりしたときのために、ヘルメットをかぶって頭を守りましょう!



通勤・通学でも

お迎えでも

こんな運転は違反です! やめましょう!!



歩行者の通行妨害



イヤホンやヘッドホンをつけて運転

傘さし運転



横並び運転



二人乗り運転



飲酒運転



信号無視



無灯火運転



スマホや携帯電話を操作しながら運転